

議案第 6 1 号

権利の放棄（児童扶養手当返納金）について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 権利放棄の内容

平成 1 9 年 1 月 5 日に確定した児童扶養手当返納金に係る未返還額の請求権について、権利を放棄するものである。

2 権利放棄する金額

児童扶養手当返納金 1, 3 8 8, 1 5 0 円のうち 9 8 8, 1 5 0 円の未返還額

3 相手方

債務者 東伯郡湯梨浜町 個人

4 理由

債務者の裁判所による免責許可決定が確定し、破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）第 2 5 3 条第 1 項の規定により当該債権の回収が不可能であることから、権利を放棄しようとするものである。